

# 松戸市 保育所保育 質のガイドライン





## ～ 「保育所保育 質のガイドライン」によせて ～

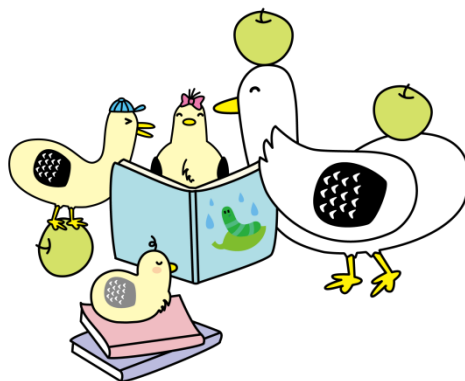
乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う最も大切な時期です。この時期の保育の充実を図ることは、すべての人々の未来をより良いものにしていくとする取り組みでもあります。松戸市の「保育所保育 質のガイドライン」は、保育に携わる人々の熱意と保育の質の向上への思いを込めたものとして、多くの方々の協力を得て、策定することができました。

「保育の質」に関しては、志向の質・構造の質・プロセスの質等々、質を向上させる要因について、世界的にも様々な角度から研究が進められています。この検討会では、人数規模も条件も異なる其々の保育施設において、誰もが共通に心にとめて保育をしてほしい事柄を「質の向上」の要素として盛り込んでいくということになりました。「子どもの命と安全」「一人一人の子どもの育ち」「保護者と共に」をキーワードに、日々の保育を見直し、保育者の在り方を考えていくことで保育の質を向上させていくとするものです。加えて、保護者及び職員間での関わりの姿勢や、保育施設としての環境整備と、運営していく上で大切にしたいことも含む内容になっています。各施設の独自性を大切にしながら、ガイドラインの内容を日々の保育に生かしていただきたいと思います。

また、チェック項目は“できたかどうか”を評価するだけものではなく、チェック内容を軸に、保育者同士がお互いの保育観を理解し合い、より良い関わりや環境設定を考え合う、見直しのきっかけになってほしいと考えています。保育者は子どもが人生で出会う、最初の先生です。保育者自身が日々笑顔で子どもと向き合えるゆとりある保育の場の実現が、保育の質の重要な要素でもあります。主体としての子どもはもちろんのこと、保育者も保護者も地域の方々も笑顔で関わり合うことができるような保育の場の展開と、更なる質の向上が図られることを願っております。

# 目 次

1. はじめに	5
2. ガイドラインの位置づけ	6
3. 松戸市の保育の目指すもの	7
(1) 子どもの権利	8
(2) 職員に求められる資質	10
(3) 保育環境	12
(4) 保育内容	15
ア. 乳児保育（1歳未満児）	16
イ. 1歳以上3歳未満児の保育	18
ウ. 3歳以上児の保育	20
エ. 食育	22
オ. 障害のある子の保育	24
(5) 健康	26
(6) 安全管理	28
(7) 子育て支援	30
(8) 運営体制	32
(9) 小規模保育事業	34
4. おわりに	36



# 1. はじめに

## 策定の趣旨

松戸市は平成27年3月に「松戸市子ども総合計画」～子ども力でつながる未来～を策定し、子ども・子育て支援の充実に向けて新たな取り組みをスタートしました。中でも働く女性の増加や就労形態の変容に伴い伸び続ける保育需要を受けて、子育てと仕事が両立できるよう保育施設を整備することは、待機児童解消のための喫緊の課題でした。

多様化する保育ニーズに応じた受け入れ体制の確保をすすめ、平成28年から2年連続で4月時点で待機児童ゼロに至りました。このことは計画における一定の成果と言えます。

更に子どもの健やかな成長を支え、保護者が安心してあずけることができるよう「質と量」の両面から整備を図る必要があります。

今日松戸市では、新規保育園の創設や小規模保育事業の推進が実現し、その実施主体が多様化しています。また、「送迎保育ステーション」「夜間保育」など新たな保育事業もスタートしています。松戸市の保育を必要とする子どもたちが、どの保育施設においても等しく個々に配慮された環境の中で、かけがえのない乳幼児期を過ごすことができるよう、関係各者相互において連帯・協力が不可欠です。

本ガイドラインは子どもを主役とした「保育の質の向上」について提言し、保育現場での環境構成や検証に活かしていただくことを目指すものです。それぞれの保育施設で、使う人がそれぞれの立場や場面に応じて、使いやすい方法を見出していただき、日々の保育で活用することで事業者、地域、行政等が果たすべき責任と役割を共有する一助になれば幸いです。

## 2. ガイドラインの位置づけ

このガイドラインは、「児童憲章」「子どもの権利条約」「児童福祉法」に則り、国が定める「保育所保育指針」等に基づいて『子どもが社会の一員として尊重され、その健全な心身の発達を図るために豊かな環境を整え保育を実施する』ために策定するものです。

各保育施設の独自性・特色を活かしつつも、松戸市子ども総合計画を踏まえ、保育所保育指針との整合性を図っていくものとします。

平成30年4月、「保育所保育指針」の改正と時を同じくして、「学習指導要領」、「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改正され、子どもたちを見つめる視点に見直しが図られています。これらすべてに共通しているのは、「生きる力」「主体的・対話的で深い学び」「非認知的能力」など、「体験を通して学ぶ」ということです。

子どもたちが成長し、生きていく未来の社会には様々な課題が予測されます。

環境が整い便利になった今の社会の中で、それらの課題に対処していく力を養うことが必要になります。そのためには「乳児期からの丁寧な対応」「応答的なおとなの関わり」「温かい受容」が必要であり、赤ちゃんの時期からの保育を担う保育施設の役割は重要なものとされ、新たに期待が高まっています。

今後も保育を取り巻く環境や、子どもの置かれた状況の変化に合わせ、対応し得る内容となるよう見直してまいります。

児童憲章：憲法に基づきすべての子どもの幸福のために定めた憲章  
子どもの権利条約：子どもの基本的人権を保障するための国際条約

松戸市総合計画

松戸市子ども総合計画

幼稚園関係

幼稚園  
教育要領

学校教育法

保育所関係

保育所  
保育指針

児童福祉法

こども園関係

幼保連携  
認定こども園  
教育・保育要領

認定こども園法

保育所保育  
質のガイドライン

### 3. 松戸市の保育の目指すもの

各保育施設※1)においては、保育所保育指針に基づき、各保育施設独自の保育理念と保育方針のもと、子どもの最善の利益を考慮し創意工夫しながら日々の保育を実践しています。

このガイドラインでは、このたび改正された新保育所保育指針において規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、特に大切にしたい保育への思いや具体的事項、また、小規模保育事業、障害のある子の保育など松戸市が力を入れて取り組んでいる内容にも焦点を当てています。保育事業が多様化する中、施設の特性によって保育の場所や時間等は様々ですが、このガイドラインの活用を通じて、松戸市内の保育事業に関わる全ての人々が共通理解を深め、生き生きと保育を行うと共に保育の質の向上に取組み、子どもの健やかな成長を支えていくことを目指します。



- 1 子どもの命と安全を守ります**
- 2 一人一人の子どもの育ちを大切にします**
- 3 保護者の子育てを支援し、  
子どもにかかわる大人として手をつなぎます**

※1) ここで言う「保育施設」とは、保育を営む現場を指しています。



## (1) 子どもの権利

子どもの権利とは、世界中のすべての子どもが心身ともに健康に、自分らしく育つための権利です。「子どもの権利条約」には、18歳未満のすべての子どもの権利と、その権利を守るために国や大人たちがしなくてはならないことが書かれています。

日本は1994年、世界で158番目に批准しました。この条約を批准した日本政府はこれらすべての権利について子どもたちに知らせ保障する義務があります。この条約には大きく分けて、「1. 生きる権利」「2. 育つ権利」「3. 守られる権利」「4. 参加する権利」という4つの子どもの権利を守るように定めています。そして、子どもにとって一番良いことを実現しようと謳っています。それに向かって努力をすることが『子どもの最善の利益』を保障することにつながります。

21世紀は子どもの権利条約が開くとと言われていましたが、現実には虐待や子どもの貧困などが社会的な問題となるなど、子どもを取り巻く環境は多様化しています。子どものおかれた家庭環境はそれぞれ違っていても、保育施設では、子どもは生まれた瞬間から主体的な存在として尊重され、生理的欲求のサインから、その成長の過程における子どもの本質的な願いをくみ取ろうとする努力を惜しまず、子どもに寄り添う保育を展開することが必要となっています。

子ども一人一人の状況や発達過程や子どもの心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら乳幼児期にふさわしい経験が積み重ねられていくよう援助することが必要です。子ども自身が多くの人から大切な存在として受け止められていると感じ、自己を十分に発揮し、自信を持って安心して生活できる環境を提供することが求められています。

私たち大人には、子どもの権利を守る責任があります。保育施設においては、子どもにとって最もふさわしい生活の場になるよう、子どもの権利を守ることを保育全般の中で展開させていくことと考えています。



# 子どもの権利 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 子どもの権利について職員全体で確認し、十分配慮している。
②	<input type="checkbox"/> 子どもや保護者の気持ちを傷つけるような職員の言動や態度、虐待、差別や決めつけなどを禁止するための振り返りや研修の機会を設けている。
③	<input type="checkbox"/> 子どもの名前を呼び捨てにしたり、あだ名をつけたり、子どもの未成熟さによる言動や動作を何度もさせて笑ったりからかったりしていない。
④	<input type="checkbox"/> むやみな制止や禁止、子どもの言葉や行動を無視する、不必要な大きな声、否定的・抑圧的・管理的な対応などをしていない。
⑤	<input type="checkbox"/> 一人一人の子どもの生活習慣や文化などの違いを知り、それを認め合う心を育てよう努めている。
⑥	<input type="checkbox"/> 一人一人の子どもの行動や欲求に対して、穏やかに対応し、子どもが理解できるような年齢に応じたわかりやすい言葉を選び応答的に関わっている。
⑦	<input type="checkbox"/> おむつ交換、トイレ、着替え、プール指導等の際、全裸で放置されることがないように配慮し、他者の視線を遮るよう工夫している。
⑧	<input type="checkbox"/> 性差への固定的な観念等を植え付けないよう、子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて配慮している。
⑨	<input type="checkbox"/> 「まだ子どもだから...」という理由で子どもの発言が制限されることがないように配慮している。また、乳幼児の感情、考え、願いを様々な方法(しぐさ、泣く、話すなど)で表現できるようにしている。

## 1. 生きる権利



防げる病気などで命をうばわれないこと。病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

## 2. 育つ権利



教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

## 3. 守られる権利



あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどはとくに守られることなど。

## 4. 参加する権利



自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。

<ユニセフ“子どもの権利”4つの柱 参照>

## (2) 職員に求められる資質

職員は子ども一人一人を大切に思い、日頃から子どもと心が通じ合うように十分にコミュニケーションをとることが大切です。子どもの身体の発達と心の育ちを大切にし、子どもの心に寄り添い共感して、一人一人の存在を認め、子どもの個人差を理解し尊重して関わることが求められます。このような職員等の関わりにより、子どもはありのままの自分を受け止めてもらえることの心地よさを味わい、職員等への信頼をよりどころとして、生きる力の基礎を培っていくことができるようになります。

保育施設の職員は、保護者支援や地域の子育て家庭に対する支援を行うことも重要な役割です。保護者が安心して子育てができるように、子どもの健やかな成長を支え、子どもや保護者に温かい心を持って受け止める人間性を持つことが大切です。また、親となることを覚悟したことに敬意を払い、子どもへの愛情と成長に寄せる願いを丁寧にくみ取りながら信頼関係を築き、保護者自身が子育てを楽しいと感じることができるように支えています。

全ての職員が職務への責任感を持ち、子どもの数だけ育ちの数があり、一人一人の違いを認められる価値観や倫理観を持って保育にあたり、常に改善に向けて前向きに取り組み、保育技術や知識を高める意欲がなくてはなりません。

このことは職員間の共通理解を深め相互の信頼関係を育み、組織としてのモチベーションを高め保育施設全体の保育の質を高めていくこととなります。



## 職員に求められる資質 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 保育所保育指針を十分に理解し、日々の保育実践に活かしており、向上心を持って取り組んでいる。
②	<input type="checkbox"/> 「子どもの最善の利益」を考慮し、人権に配慮した保育を行うために、職員一人一人が倫理観に裏付けられた専門的知識を持ち、子どもを大切に思い、保育施設の職員としての責任感、自覚を持って保育に従事している。
③	<input type="checkbox"/> 子どもと関わることを喜び、子どもと一緒に楽しむことができ、積極的に保育に従事している。
④	<input type="checkbox"/> 乳幼児の発達過程を理解し、子ども一人一人の成長・発達に合わせ見通しを持った援助をしている。
⑤	<input type="checkbox"/> 保護者の気持ちに寄り添い、保護者と共に子どもの成長を喜び、子どもの発達を支援している。
⑥	<input type="checkbox"/> 身近な自然や素材を生かした保育環境を整え、様々な遊びを豊かに展開して保育している。
⑦	<input type="checkbox"/> 職員間のコミュニケーションを円滑にし、共通理解と協働性を高めようと行動している。
⑧	<input type="checkbox"/> 日ごろの保育を定期的に振り返り自己評価し、保育の質を向上しようとする意欲がある。
⑨	<input type="checkbox"/> 日頃から職場内研修や職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高める努力をしている。
⑩	<input type="checkbox"/> 施設長・主任は、施設の課題を自覚し、職員に対し指導や助言を行うなど、役割を果たしている。

### (3) 保育環境

保育施設は子どものための施設であり、子どもが一日の大半を過ごす場所です。そのため乳幼児期にふさわしい生活の場を豊かに作りあげていくことが重要です。子どもにとって快適かつ安心安全な「最もふさわしい生活の場」となるよう保育環境を整えていきます。

子どもが長時間生活し遊ぶ場として、温かくつろげる空間と時間を保障し、一人遊びや少人数での遊びをじっくりと行ったり、友だちと一緒に思いきり体を動かすなど生き生きと活動できる環境作りを目指します。

また子どもが自発的に環境に関わり、遊んでみたくなるような玩具や遊具を準備したり、自然と触れ合う機会を設けるなど、子どもの興味や関心をひきだすような環境構成が求められます。

更に同年齢の子ども同士の関係、異年齢の子どもとの関係、保育士等との関係など様々な人と関わる力を育てていくことを大切にします。

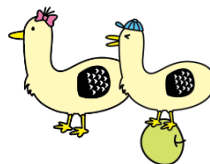
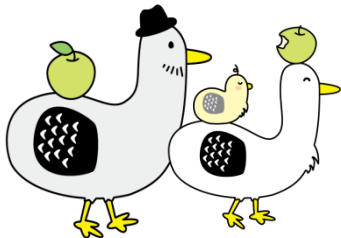
保育施設において、職員は子どもの命を守ることを最優先に常に心を配り、子どものための保育環境の点検・確認を行います。そして乳幼児期の子どもの発達を職員全体で理解し、環境を整え、子どもの健康と安全を支えていきます。



## 保育環境 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は常に適切な状態に保持している。
②	<input type="checkbox"/> 施設内の掃除が行き届いており、保育室・トイレ等の清潔が保たれ、おもちゃなどの子どもたちが使用する備品類の消毒が行われている。
③	<input type="checkbox"/> 施設内外にかかわらず、死角をつくらぬよう配慮している。
④	<input type="checkbox"/> 手洗い場、机や椅子などは子どもの体に合った大きさを調えられている。
⑤	<input type="checkbox"/> 子どもの生活空間において遊具の素材・配置等の工夫をしている。
⑥	<input type="checkbox"/> 子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本が子どもの手の届く場所に適切な量で用意され、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるよう配慮されている。
⑦	<input type="checkbox"/> 子どもが多様な表現活動を経験でき、自ら興味を持って関わり楽しめる工夫や、継続して活動できるような環境設定がなされている。
⑧	<input type="checkbox"/> 友だちと好きなことをして落ち着いて遊べる場所やひとりでじっくりと楽しむことができる場所、体や心をゆっくりと休めたりくつろげる空間がある。
⑨	<input type="checkbox"/> 開園から閉園までの一日を通して、子どもが落ち着いて過ごせるよう静的活動と動的活動の両方を保障し、時間帯によっては異年齢で過ごすことも想定して玩具や遊具を整えている。
⑩	<input type="checkbox"/> 自由な遊びのコーナー等、子どもたちが遊びこむことができる空間と時間への配慮や工夫がされている。
⑪	<input type="checkbox"/> 外気に触れ、自然を感じ、興味を持って自ら移動、探索する楽しさを十分に味わい、運動面の発達を促す遊びを行うことができ、かつ、子どもが安心して遊べる安全面に配慮された園庭・公園・連携園の施設等が確保されている。
⑫	<input type="checkbox"/> 花壇やプランターの植物等、生活の中で緑を楽しむことができる工夫など身近な自然と関わることができる取り組みがされている。
⑬	<input type="checkbox"/> 乳児の保育環境について、月齢や発達に配慮した乳児専用の空間が設けられているなど、乳児が安心して落ち着いた生活を送るための配慮がなされている。
⑭	<input type="checkbox"/> 子どもの年齢や発達に適した生活と遊びの環境整備がなされると共に、保育士等が生き生きと活動するための設備の配置や動線が機能的に整えられている。







## (4) 保育内容

保育施設における保育の特性は「養護と教育の一体的な展開」であり、職員は子どもの心をしっかりと受け止め、相互的なやり取りを重ねながら、子どもの育ちを見通し援助していくことが求められます。職員は子どもと生活を共にしながら、子どもをあるがままに受け止め、寄り添い、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをしていくことを通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身に付けていけるように保育を展開します。

保育の内容は、目の前の子どもの育ちゆく姿を見通し、0歳から6歳までの発達過程や発達の連続性を考慮し、各保育施設の保育理念や保育方針、地域性などを反映させながら創り出していくことが望まれています。保育所保育指針に示された内容の趣旨を踏まえ、各保育施設でねらいと内容をバランス良く構成していきながら、保育施設の独自性や創意工夫が十分に促され、子どもの生活と遊びが豊かに展開されるよう、保育計画を立て計画性のある保育を行います。

計画性のある保育とは、子どもの主体性を尊重し、子ども自らが環境に関われるよう、環境との相互作用を通して多様な体験をすることを基本とし、一貫性を持ちながら柔軟性を尊重した保育を行うことです。0歳から6歳までの育ちを見通して保育所での日々の生活をデザインし、計画通りに「させる」「やらせる」保育ではなく子どもの気づきや思いを大切にし、その時々の子どもの状況に応じた応答的な環境の構成や援助を行うことが大切です。

職員の適切な援助によって、子どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、自分への自信や自己肯定感を育ていけるような保育実践が求められます。

## (4) 保育内容

### ア 乳児保育(1歳未満児)

この時期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や運動機能が著しく発達し、特定の大人との愛情豊かな応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴があります。

そして、保育士等との信頼関係を土台に基本的信頼感を形成することで、生涯を通じた自己肯定感や他者への信頼感、感情を調整する力、粘り強くやり抜く力などを育むことにつながります。保育士等は、生活や遊びの場面でそれぞれの子どもの発達過程に応じた学びへの支援を発達の連続性を意識しながら行うことが大切です。

この時期の保育においては、「生命の保持及び情緒の安定」という養護の側面が特に重要であり、養護と教育の一体性をより強く意識して保育が行われることが重要です。従来、保育の「ねらい」「内容」は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5つの領域に分けられていましたが、明確に分けることが難しい為、身体的発達に関する視点「健康に伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちが通じ合う」及び、精神的発達に関する視点「身近なものに関わり感性が育つ」という3つの視点として示されています。

表情豊かに語りかけながら、授乳をしています。

おいしいね。



### ♪バスにのって～♪

「バスに乗って～、ゴーゴー♪」  
自分から体を動かしたくなる活動を取り入れています。



## ア 乳児保育(1歳未満児) チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いので、一人一人の発育及び発達状態や健康状態について把握し、職員間で連携を取ったり嘱託医との連携を図り、適切な対応を行っている。
②	<input type="checkbox"/> 落ち着いて過ごせるような少人数のグループ構成による保育等を行っている。また、月齢や年齢による一律の区分だけでなく、それぞれの発達の状況に応じた編成を行っている。
③	<input type="checkbox"/> 一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を満たし、応答的に関わるようにしている。
④	<input type="checkbox"/> 泣く、笑うなどの表情の変化・発声・喃語・身体の動きなどで感情を表現しようとする意欲を積極的に受けとめ、表情豊かにやさしく語りかけたり、一人一人抱いて微笑みかけながら授乳をしたり関わっている。
⑤	<input type="checkbox"/> 温かい触れ合いの中で、発育に応じて体を動かす機会を十分に確保し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにしている。
⑥	<input type="checkbox"/> 離乳食が完了期へと移行する際、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わいながら、様々な食品に慣れるようにしている。
⑦	<input type="checkbox"/> 遊びを通して、感覚の発達が促されるよう玩具の種類や色・大きさなど工夫をしている。
⑧	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないよう、職員間で細心の注意を払い合いながらも、他の子どもと一緒に食べているという気持ちを持てるよう配慮し、環境を整えている。
⑨	<input type="checkbox"/> 子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについて常に十分な点検を行っている。
⑩	<input type="checkbox"/> 個々の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態に即して個別の指導計画を作成している。
⑪	<input type="checkbox"/> 子ども達が穏やかに過ごすことができるよう、音の大きさや採光、換気など、状況に応じた丁寧な配慮をしている。
⑫	<input type="checkbox"/> 保育士、看護師、栄養士、調理員などが連携をとり、専門性を生かした対応に努めている。
⑬	<input type="checkbox"/> 保護者との信頼関係を築きながら保育を進めると共に、保護者からの相談に応じ支援に努めている。
⑭	<input type="checkbox"/> 担当の保育士が替わる場合には、子どもの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。

## (4) 保育内容

### イ 1歳以上3歳未満児の保育

1歳以上3歳未満児の時期は、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになってきます。また、指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士の援助の下で自分で行うようになります。

発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。このように、自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら自分でしようとする気持ちを尊重し温かいまなざしで見守るとともに、保育士の口調、内容などが子どもの心や言葉の育ちに大事な役割を果たすということ意識し、優しく応答的に関わる必要があります。

この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の内容は「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域として示されています。これらは、養護における「生命の保持及び情緒の安定」に関わる保育内容と一体となって展開されていくことが大切です。



# Ⅰ 1歳以上3歳未満児の保育 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 特に感染症になりやすい時期である為、体の状態、機嫌、食欲などの日常の状態の観察を行うとともに、職員間で連携を取ったり嘱託医との連携を図り、適切な対応を行っている。
②	<input type="checkbox"/> 基本的な生活習慣の習得にあたっては、家庭での生活経験に配慮し、ほ急がせることなく、子どもにわかりやすい方法・やり方などを示し達成感が味わえるよう適切な援助をしている。
③	<input type="checkbox"/> 食物アレルギーのある子どもに対しては誤食事故がないよう、職員間で細心の注意を払い合いながらも、他の子どもと一緒に食べているという気持ちが持てるよう配慮し、環境を整えている。
④	<input type="checkbox"/> 探索活動が十分に行えるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。
⑤	<input type="checkbox"/> 五感の働きが豊かになり、様々な人や物を認識できるよう遊びや素材を用意している。(形、色、大きさ、量など)
⑥	<input type="checkbox"/> 身近な生き物との関わりについては、子どもが命を感じ、生命の尊さに気付く経験につながるようなやりとりをしている。
⑦	<input type="checkbox"/> 言葉が獲得されていく時期であることを考慮し、楽しい雰囲気の中で保育士等と言葉のやりとりをしている。
⑧	<input type="checkbox"/> 子どもの発達状況に応じて、少人数のグループ構成による保育を行ったり、遊びや関わりを工夫するなど、保育の内容を適切に展開している。
⑨	<input type="checkbox"/> 子どもが自分の感情や気持ちを自信をもって表現できるように受容的に関わっている。
⑩	<input type="checkbox"/> 発見や心が動く経験が得られるよう、様々な感覚を働かせることを楽しむ遊びや環境を用意している。
⑪	<input type="checkbox"/> 自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付く時期である為、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守り、愛情豊かに、応答的に関わっている。
⑫	<input type="checkbox"/> 子どもの不安定な感情の表出については、受けとめ、そうした気持ちから立ち直る経験や感情をコントロールすることへの気付き等につなげていけるように援助している。また、友達との関わりを丁寧に伝えている。
⑬	<input type="checkbox"/> 担当の保育士が替わる場合には、子どもの生育歴や発達過程に留意し、職員間で協力して対応している。



## (4) 保育内容

### ウ 3歳以上児の保育



保育所においては生涯にわたる生きる力の基礎を培うため、保育所保育指針に示されている保育の目標に基づき、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力を一体的に育むように努めます。

この時期は基本的な生活習慣の自立、語彙の増加、知的関心の高まりなどに加え、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。3歳以上児の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるよう、この時期の発達の特徴を踏まえ「健康、人間関係、環境、言葉、表現」という5つの領域に示された保育のねらい及び内容について、子どもたちの自発的な活動である遊びや生活の中で養護と教育を一体的に展開していくことが大切です。「養護と教育の一体的な展開」とは、養護的な側面と教育的な側面が切り離されるものではなく、養護が基礎となって教育が展開されることです。

この乳児期の育ちが5領域に関する学びに連続するものであることを意識しながら、幼児期の終わりまでに育ててほしい姿（健康な心と体、自立心、協同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、文字等への関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現）を念頭におき、豊かな体験を通して感じたり、気付いたり、できるようになったり、また、それを考えたり、試したり、工夫するなどを保育活動全体によって育み、卒園後の学びへの接続に向けて5歳児後半の幼児の主体的で協同的な活動の充実をより意識的に図っていくことが大切です。

領域は、小学校の教科のように独立して扱われたり、特定の活動を示すものではなく、保育を行う際に子どもの育ちを捉える視点として示されています。乳児期から子どもが生活や遊びの様々な場面で自発的に周囲の人や物に興味を持ち、五感を生かして直接関わっていきこうとする姿が学びにつながります。



## ウ 3歳以上児の保育 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりの置かれている状況を把握し、ありのままの姿を理解と見通しを持って受け入れ、子どもが安心感と信頼感を持って、自分らしさを発揮し行動できるように援助している。
②	<input type="checkbox"/> 集団の生活の中で、子どもが自己を発揮し、保育士等や他の子どもに認められる体験をし、自分のよさや特徴に気づき、自信をもって行動できるようにしている。
③	<input type="checkbox"/> 幼児教育において育みたい資質・能力について、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して展開できるよう、保育の計画や評価の在り方について職員間で検討しながら進めている。
④	<input type="checkbox"/> 幼児教育において育みたい資質・能力について、遊びや生活の様々な経験が相互に関連し合い積み重なっていくことに留意しながら、子どもの自発的な活動としての遊びを通して一人一人の発達の特성에応じて育っていくように環境を整えている。
⑤	<input type="checkbox"/> 友達と関わる中で、互いの思いや考えを共有し、共通の目的の実現に向けて考えたり、工夫したり、協力してやり遂げる活動を取り入れている。
⑥	<input type="checkbox"/> 家庭での生活経験に配慮し、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもと関わりながら主体的な活動を展開する中で生活に必要な習慣を身に付け、次第に見通しを持って行動できるよう援助している。
⑦	<input type="checkbox"/> 子ども同士が互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、決まりの必要性などに気づき、自分の気持ちを調整する力が育つように援助している。
⑧	<input type="checkbox"/> 季節の行事や伝統行事等子どもが季節感や文化などを体感したり、日常の生活や遊びの中から発達に沿って子どもが主体的に保育施設での生活を楽しめるよう工夫をしている。
⑨	<input type="checkbox"/> 子ども一人ひとりの理解を深め、子どもの表現しようとする姿や話の内容を十分に受け止め、適切な言葉で応えながら、わかりやすく話せるようにしている。
⑩	<input type="checkbox"/> 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけられるよう、子どもが理解できるように工夫して援助をしている。
⑪	<input type="checkbox"/> 子どもが生活の中で感じたこと、考えたことなどを自分なりの表現で表せるようにしている。
⑫	<input type="checkbox"/> 積極的に散歩や園外保育を実施し、近隣の商店街や他施設等を含む地域との交流を図り社会との関わる取り組みがなされている。
⑬	<input type="checkbox"/> 自然の変化に気づいたり動植物に触れる機会を作り、好奇心や探究心を持って考えたり、命あるものとして大切にすることを育てる取り組みがなされている。
⑭	<input type="checkbox"/> 小学校を訪問したり、小学生と交流する機会を設け、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにしている。
⑮	<input type="checkbox"/> 就学を見通し、学びに向かう基礎である自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどを基本として保育を行っている。
⑯	<input type="checkbox"/> 子どもの生活や育ちについて小学校への接続が円滑にできるよう、小学校と連携を持ち意見交換をする場などを設ける工夫をしている。
⑰	<input type="checkbox"/> 卒園後に放課後児童クラブを利用する子どもが、保育所における生活や育ちとの連続が確保された環境で活動できるよう、情報交換の機会を設けるなど工夫している。

## (4) 保育内容

### エ 食育

食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係しています。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」が培われます。

保育施設における食事は、保育の一部であり、食習慣の基礎を育むのにとっても重要な役割を持っています。「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」に基づき、施設の規模や設備にあった衛生管理を行い、鮮度の良い衛生的な食材を選定し、旬のものも取り入れながら栄養価を考えて献立を作成しています。

個々の味覚や乳幼児期の成長発達、生活状況にあわせて栄養価を考え、食品の種類、量、大きさ、固さ、味付けなどを工夫し提供しています。食物アレルギーや障害のある子ども、宗教的な配慮のある子どもに対しては、一人一人の子どもの心身の状態等に応じて個別対応をきめ細やかにを行い、職員間でその情報を共有し、子どもの安全を第一に考えた給食の提供をしています。

また、園庭等で野菜を育て、生長の過程における世話や観察、収穫した野菜を食することなど、様々な保育活動とつながり、子どもが食事の単なる受け手ではなく、子どもが主体的に食育の取組みに参画できるようにすることが大切です。保育施設では「保育所における食事の提供ガイドライン」に基づき、食育計画を作成し生きるために必要な食事や人との関わり、食習慣やマナー、食文化への関心、食べ物の大切さや栽培や調理してくれた人への感謝の気持ちなど、食を通して様々なことを学ぶ機会を設けています。



# 食育 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 「保育所における食事の提供ガイドライン」をベースに、保育施設の食育に関する方針や目標が計画され、計画に基づき栄養士・給食調理員と保育士等が定期的に情報交換し、連携を図って食に関する取組みを行っている。
②	<input type="checkbox"/> 衛生管理マニュアルや給食業務マニュアル等を作成し、衛生点検表による毎日の点検、清潔な外衣・帽子・履物の着用、厨房内や調理器具の取扱い等、衛生管理が徹底されている。
③	<input type="checkbox"/> 食事摂取基準に基づき、乳幼児の健全な発育・発達の実態に沿った、栄養バランスの整った給食を提供している。
④	<input type="checkbox"/> 授乳・離乳期には家庭での生活を考慮し、一人一人の子どもの状況(未摂取の食材の把握)に応じて時間、調理方法、量などを決め、提供している。
⑤	<input type="checkbox"/> 温かいものは温かいうちに、冷たいものは冷たいうちに食事ができるなど、献立の趣旨に合った適切な温度で子どもの食事のタイミングにあわせて食事が提供されている。
⑥	<input type="checkbox"/> 個人差やその日の体調など個々の子どもの状態に合わせて量を加減したり、年齢や個々の状態に応じた大きさや柔らかさ、味付けや彩りなど細かい配慮を行っている。
⑦	<input type="checkbox"/> ゆとりのある食事時間を確保し、採光やテーブルやいすの高さや大きさ、子どもが扱いやすい食器や食具を準備するなど、食事にふさわしい環境を整えている。
⑧	<input type="checkbox"/> 無理やり食べさせたりせず、子どもの気持ちに寄り添いながら給食介助をしている。
⑨	<input type="checkbox"/> 子どもたちが友だちや職員との食事中的の会話を楽しみ、一緒に食べる喜びを感じながら給食を食べている。
⑩	<input type="checkbox"/> 低年齢児から、発達に合わせて子どもが主体的に参画できるような計画を作成し、計画に基づいた食育活動(栽培、クッキング保育、収穫物を食べる、食文化への関心等)を行っている。
⑪	<input type="checkbox"/> アレルギー対応については、職員間(施設長、保育士、看護師、調理員、栄養士等)で子どもの現状を把握し、相互の共通理解と連携を図るようにしている。また、職員間で細心の注意を払い合いながら、他の子どもと一緒に楽しんで食育活動に参加できるよう配慮をしている。
⑫	<input type="checkbox"/> 保育施設での子どもの食事の様子や、食育への取り組みについて保護者に伝えたり、家庭からの食生活に関する相談に応じ、家庭と連携・協力して食育を進めている。



## (4) 保育内容

### オ 障害のある子の保育

平成26年に「障害者権利条約」が批准され、平成27年度には「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。これまでも保育施設では障害のある子どもたちを受け入れ保育をしてきましたが、今後はさらに、障害のあるなしという視点で判断するのではなく、全ての子どもについてその子どもにあった関わりをするという「保育の原点」に立ち、身近な地域で暮らせることができるよう障害のある子どもを受け入れ保護者を支援することが望まれます。松戸市では保育関係者と行政が共にそのしくみ作りをし、支援していきます。

子どもが共に生活し空間と時間を共有する中、子ども同士が共に育ち合う保育を目指します。障害のある子どもについては、発達の過程や心身の状態を把握し理解をしながら子どもの一人一人のニーズに合わせて適切な配慮や援助を行い、子どもが生きていくために必要な力を育てます。また、共に育つ子どもも生活や遊びを通し、大人の関わりを見たり知ることにより、障害のある子どもに対する理解を深め、互いにあるがままの姿を認め合い、尊重し合い生きていくという心を育てます。このような保育の取り組みを保護者に伝える機会を持ち、理解を得られるようにしていきます。

保育にあたっては、適切な環境の下で生活やあそびを通して共に成長できるよう保育を組み立てます。子どもの状況に応じた保育を進めるために家庭と十分に話し合い、信頼関係が築けるよう努めます。また、必要に応じて専門家による指導、援助を受けるなど他機関と連携した支援を充実させます。その際、保護者の心情やおかれた状況を十分に配慮することも大切です。

様々な制度が整備されたことを受け、今後医療的ケアを必要とする子どもの集団保育へのニーズが高まることが予測されます。受け入れにあたっては医療機関との連携を図り、その体制を整えていきます。



# オ 障害のある子の保育 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 子どもの状況に応じた環境設備に配慮している。
②	<input type="checkbox"/> 子どもの個性や特性、状況に配慮した個別の指導計画、及び支援計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけ職員の協働が図れるようにしている。
③	<input type="checkbox"/> 計画を全職員で共有し、子どもの状況と成長に応じた保育が行えるよう職員間のサポート体制が整っている。
④	<input type="checkbox"/> 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
⑤	<input type="checkbox"/> 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
⑥	<input type="checkbox"/> 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や援助を受けている。(こども発達センター等)
⑦	<input type="checkbox"/> 職員は、様々な子どもの育ちの特性や関わり方などについて研修等により必要な知識や情報を得ている。
⑧	<input type="checkbox"/> 保護者の悩みに寄り添い、子どもの育ちや保護者のおかれた状況に関して、共に考える姿勢を持っている。



## (5) 健康

保育施設では安全な環境のもとで心と体を十分に動かして生活することにより、子どもが健康な生活を送るための基盤をつくることを目指します。

食事・排泄・睡眠・着脱・清潔などの基本的な生活習慣が身につくよう、一人一人の様子を見守り、健康診断や身体測定等の機会を通して、子どもが自分の体に関心を持つようにすることが必要です。

年齢や発達に応じて子どもの安全に考慮すると共に、危険に対する知識やその理由を丁寧に伝え、子ども自身が危険な場所や遊び方を知り、考えて行動できるよう援助します。

乳幼児期は、抵抗力が弱くさまざまな病気にかかりやすい時期です。そのため日々の健康観察や衛生管理に気を配り、子どもたちが快適にかつ元気に過ごせるよう援助しなくてはなりません。

また、保育施設は集団生活の場であるため感染症の早期発見と早期対応に努める際は保護者の協力が欠かせません。健康診断の結果を保護者に知らせたり、予防接種の予定や地域で流行している感染症の状況を知らせるなど、日頃から保護者と共に子どもの健康管理や健康支援を行います。





# 健康 チェック一覧

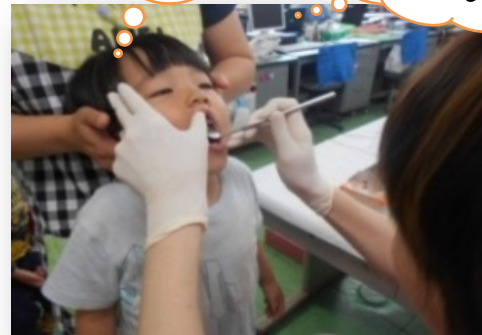
①	<input type="checkbox"/> 保健(日々の衛生管理・感染症対策等)に関するマニュアルがあり、職員全員に周知徹底されている。
②	<input type="checkbox"/> 子どもの入所入園の際に、既往歴および予防接種等の把握を行っている。入所入園後も地域で流行している感染症の情報を適宜保護者と共有したり、必要に応じて予防接種の勧奨を行うなど子どもの健康推進に努めている。
③	<input type="checkbox"/> 子どもに対し定期的な(年2回以上)健康診断が行われ、結果を職員や保護者に伝達し保育に反映させている。
④	<input type="checkbox"/> 子どもの24時間通した生活リズムを把握し、個々のペースや体調に合わせて健康に過ごすことができるよう配慮している。
⑤	<input type="checkbox"/> 子どもの食事・睡眠・排泄の状況が家庭と保育施設相互で情報交換できるよう連絡ノートや生活表を用いるなど工夫している。
⑥	<input type="checkbox"/> 職員が乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する正しい知識を持ち、一人一人の睡眠中のくせや状態を把握している。またその情報を職員間で共有している。
⑦	<input type="checkbox"/> 与薬の依頼を受ける場合は医師の指示に従い、依頼書等に基づき行われ、与薬の際は複数の職員で確認を行い、与薬が適正に行われたかを確認することができる仕組みになっている。
⑧	<input type="checkbox"/> 交通安全指導や避難訓練などを定期的に計画、実施し子ども自らが安全に対する認識や関心を高める機会がある。

毎日の視診やけがの手当



どこが痛かったのかな？

内科・歯科嘱託医による検診



こんなに大きく開けられるよ！

泣かないもん！

## (6)安全管理

保育に関わる全ての職員は、常に危機管理意識を持って日々の保育活動を点検し、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。しかし、残念ながら保育施設における子どもの重大事故は毎年発生しています。

保育施設では安全な保育環境を確保するため、子どもの状況や発達過程、場所、活動内容に留意し事故防止に努めなくてはなりません。子どもの行動はその成長過程において常に著しく変化するため、職員は保育環境を見直し、そのリスクに対応できるようにする必要があります。見る限りでは危険性を認知できないような場所でも、子どもが活動するという視点に立ち、あらゆる想定をすることで潜む危険が浮き上がってくる場合もあります。

職員は保育の専門職として、一人一人の子どもの心身の発育・発達を見極め、援助し、子どもたちが様々な体験をするためにどのように働きかければよいかということを、チームとして連携を取りながら考えていかななくてはなりません。

### 心肺蘇生・救急搬送訓練

消防署の署員の方の立会いのもと、消防署への模擬通報や救命処置（心肺蘇生、AED）を施す訓練を行いました。



### 水の事故を防ぐ

監視専門の職員を配置するほかAEDや携帯電話などをプールの近くに置き、有事に備えます。



求められる危機対応

## 安全管理 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 事故(プール遊び、水遊び、沐浴等を含む)や災害、不審者対応等における安全確保や事故防止についてリスクや注意すべきことが整理され、対応マニュアルの作成や全職員に周知するための研修、発生時を想定した訓練等を行っている。
②	<input type="checkbox"/> 事故報告やヒヤリハット報告があり、職員間で情報を共有し、再発防止に向けて話し合いを行い、対処されている。
③	<input type="checkbox"/> 午睡の際は、一人ひとりの布団が用意され、睡眠チェックを行い、うつぶせで寝ている時は体位を変えるなど乳幼児突然死症候群(SIDS)防止の取り組みを行っている。
④	<input type="checkbox"/> 午睡の際は、子どもの顔色や小さな変化も見逃さないように、室内は適切な明るさが保たれている。
⑤	<input type="checkbox"/> 食事の際には水分補給を行い、のどを潤してから食べさせたり、口の中に食べ物が残っていないか、詰め込みすぎしていないか等の配慮をしながら食事の介助を行っている。
⑥	<input type="checkbox"/> アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、アレルギー食品(未摂取の食材を含む)の確認、献立の確認、食事提供時の留意点、誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づき保護者との定期的な話し合いを行い確認している。
⑦	<input type="checkbox"/> 遊具の安全点検や保育に関する設備、備品等を含む保育環境のチェックを定期的に行い、必要に応じ改善を行っている。
⑧	<input type="checkbox"/> その日の子どもの様子や活動内容における安全管理について、職員同士で事前の確認、下準備などを行うとともに、子どもの行動を予測し職員同士が声をかけあいながら保育を実践している。
⑨	<input type="checkbox"/> 引き継ぎ時や活動の切り替え時などに、子どもの人数を確認(顔と名簿、登降所簿などとの照らし合わせ)している。
⑩	<input type="checkbox"/> プール遊びの時には、“監視役”に徹する職員を配している。また、水が溜めてあるプールやタライ、沐浴槽のそばに子どもがいる時には目を離さないようにし、転倒転落防止に十分配慮している。
⑪	<input type="checkbox"/> 子どもを保育する際は、少なくとも2名以上が配置され、緊急時にも対応できる職員体制を整えている。
⑫	<input type="checkbox"/> 子どもの体調・表情・けが・食欲・清潔面・情緒面等を観察し、虐待の事実または疑いがある場合は、組織として速やかな対応ができるよう体制が整っている。
⑬	<input type="checkbox"/> 施設内で流行している感染症の情報や小さな怪我であっても状況を把握し、保護者に報告している。
⑭	<input type="checkbox"/> 感染症発症時には、施設内掲示等で保護者に伝達したり、施設内の衛生管理を徹底するなど、保護者の協力や職員の連携などにより感染拡大防止に努めている。
⑮	<input type="checkbox"/> 感染症の予防と発生時のマニュアル等を作成し職員に周知するとともに、定期的に感染症の予防や発生時の対応(処理の手順や方法)等に関する勉強会等を開催し、習得に努めている。
⑯	<input type="checkbox"/> 災害時の食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄している。
⑰	<input type="checkbox"/> 消防計画や地域の避難場所等を職員に周知し、定期的に避難訓練や消火訓練を行っている。
⑱	<input type="checkbox"/> 災害時の保育体制、保護者との連絡体制及び円滑な保護者への引き渡し方法について整備し、保護者や職員に周知している。
⑲	<input type="checkbox"/> 個人情報の管理について、全職員で共通理解し、適切な管理が行われている。
⑳	<input type="checkbox"/> 大雨による河川の氾濫など、水害のリスクに備え、ハザードマップを活用して必要な対策や避難場所・避難経路を確認している。



## (7) 子育て支援

保育施設における保護者に対する支援は、大きく2点あります。まず1点目は入所している子どもの保護者に対する支援、もう1点は保育施設を利用していない子育て家庭も含めた地域における子育て支援です。

保育施設における保護者に対する支援の基本は「子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視すること」です。保育施設の職員が保護者の思いや悩みを受け止め、その専門的知識や技術を基盤としながら安定した親子関係や保護者の子育てへの自信や意欲を高めることを支えています。

子どもの数だけ育ちにも個性があり、社会情勢が著しく変化する中、子育ても十人十色です。子どもの成長の喜びを共有すること、悩みがあれば一緒に考えつつ保護者の自己決定を尊重すること、子どもの情報を細やかに伝えること、保護者のおかれている状況やその思いを受け止めること、保育の意図を伝え具体的な手立てを紹介するなど様々な方法で、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が喜びを感じながら子育てができるように子どもの育ちと子育てを支援していくことが大切です。

また、地域の子育て支援においては、その保育施設の状況に合わせて、地域交流などで施設や所（園）庭を開放し、子育てに関する情報の提供や相談を受け付けていきます。そして、地域の子育て支援施設やその支援者同士が協力・連携し、子どもを真ん中にして保護者ととともに地域全体で充実した子育ての環境づくりに努めます。



## 子育て支援 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 保護者懇談会や保育参観、施設だより、クラスだより、保健だより等を活用し、保育方針や日々の保育の意図、子どもの保育施設での様子を家庭に紹介することで、保護者との相互理解や個別支援を図ることができるようにしている。
②	<input type="checkbox"/> 登降時間の会話や連絡帳、活動の記録などの日々のコミュニケーション、行事等あらゆる機会を通じて保育の意図、子どもの状況などを保護者と綿密に連絡を取り合っている。
③	<input type="checkbox"/> 保護者の話を傾聴し、誠実に応える姿勢を持ち、保護者と職員が互いに子どもの保育に関わる課題を共有し、保育実践や施設運営に活かす工夫がある。
④	<input type="checkbox"/> 保護者懇談会や行事などで保護者同士の話し合いの場や協同で取り組む活動を提供したり、保護者の自主的な活動に協力するなど、保護者間の連携を支援している。
⑤	<input type="checkbox"/> 子どもの成長の連続性を保障するため、小学校教員との意見交換を行うなど就学に向けた小学校との連携を図っている。
⑥	<input type="checkbox"/> 保育施設の実情に応じて、地域の人との交流の機会を設けたり、子育て家庭に対する支援を行っている。
⑦	<input type="checkbox"/> 職員は、市で行われているひとり親支援、障害児支援、養育困難家庭の支援、その他の専門的支援施策について理解し、必要とする家庭を支援につなぐ役割を果たせるように学んでいる。
⑧	<input type="checkbox"/> 特別なニーズ(外国籍、経済的困窮、養育困難等)を有する家庭への支援について、職員間で情報共有し配慮している。
⑨	<input type="checkbox"/> 育児不安等がみられる保護者に対し、保護者の思いや家族の状況、保育施設での子どもの様子(発達や行動特徴等)を踏まえ、援助のしかたを一緒に考える姿勢を持ち支援を行っている。
⑩	<input type="checkbox"/> 虐待等の恐れがあると職員が感じた場合には、すみやかに情報を共有し、対応を協議する態勢が整えられ、関係機関と連絡を取っている。
⑪	<input type="checkbox"/> 保護者支援を行う際には、主たる援助者を施設長、主任、他の保育士等が役割分担して支えられるよう、保育施設が組織として子どもや家族を援助する体制を整えている。
⑫	<input type="checkbox"/> 苦情解決や利用者の意見、要望等に誠実に対応し、その検討結果について必要に応じて保護者に伝えている。
⑬	<input type="checkbox"/> 子どもの生活を24時間サイクルでとらえ、長時間保育においても連続性を考慮した対応ができるよう、引き継ぎ・申し送りのシステムを整えている。
⑭	<input type="checkbox"/> 保護者や子どものプライバシーを保護し、知り得た事柄の秘密を保持するよう努めている。

## (8) 運営体制

保育の質を確保し、日々の豊かな保育実践を支えているのは人材です。保育施設の職員が安心して業務に従事し、自らの専門性を高める意欲を持ち続けるためには運営事業者の健全な経営が不可欠です。

職員を経験年数等に応じてバランス良く必要な人数を配置したり、社会保障や雇用条件等労働条件が整備されていることも重要です。

施設長はその責務として、保育所の役割や社会的責任を遂行するために法令を遵守し、施設長としての専門性の向上に努めている。また、新人保育士の育成については研修やOJTなどを活用し実践力をつけていくなど、研修体制を保育所運営の中に位置づけ、職員に適した自己啓発への努力を支えることが望まれます。保育環境の面では子どもの視点で整備が行えるよう、保育に必要な経費が確保されていなければなりません。適切な広さや設備、子どもや職員の動線を考慮した保育室の確保や遊具・玩具等の整備、充実には保育施設の職員の意見が反映されることが大切です。



内部の研修および外部の研修にも積極的に参加し、各地域の子育てに関わるさまざまな関係機関と顔の見える関係を築くことは、相互の情報交換や連携を円滑にし、ひいては松戸市の保育の質の向上につながります。

公立保育所 所長運営会議  
民間保育園 松戸市保育園協議会  
小規模保育事業 松戸市小規模保育施設連絡協議会

定期的に会議を行っています。





## 運営体制 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 運営事業者として、熱意と積極性を持っており、保育に対する理念や方針が明確である。
②	<input type="checkbox"/> 経営者層と現場の職員との意見交換の場があり、方針決定や、判断の参考としている。
③	<input type="checkbox"/> 職員の雇用条件、就業規則等が明確である。
④	<input type="checkbox"/> 職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)が整備されている。
⑤	<input type="checkbox"/> 職員の自己啓発やリフレッシュのため労働条件(人員配置・時間の保障等)が整えられている。
⑥	<input type="checkbox"/> 職員のワークライフバランスに関する視点を持ち、具体的な取り組みが実践されている。
⑦	<input type="checkbox"/> 職員の毎月の腸内細菌検査、採用前および採用後の定期的な健康診断を実施しており、結果を適切に管理している。
⑧	<input type="checkbox"/> 保育運営におけるリーダーシップを発揮するにあたり、施設長・主任の経験年数や年齢が適切である。
⑨	<input type="checkbox"/> 職員の経験年数や年齢等について、均衡が取れた組織体制となっている。
⑩	<input type="checkbox"/> 栄養士や保健師、看護師などの専門職を適切に配置している。
⑪	<input type="checkbox"/> 職員が安定的に就業し、生涯を通じて専門性を向上できるよう、雇用の安定が図られている。
⑫	<input type="checkbox"/> 職員が自らの目標に向かって取り組めるようキャリアパスが明確に示され、それに合わせた研修体系が整えられている。

## (9) 小規模保育事業

松戸市では待機児童解消の施策のひとつとして、子ども子育て支援新制度の施行を見据え、平成26年度より小規模保育事業の推進を図ってきました。待機児童の多くは0歳～2歳児であり、その利用率はますます上昇することが予測されることから、小規模保育事業の整備に力を入れてきました。保育施設の整備は共働き家庭の増加に伴い、喫緊の課題となっていますが保護者の就労を支えると同時に子どもの健やかな成長を支えることが求められています。

小規模保育事業は家庭的な雰囲気の下、きめ細やかな保育が実施できる事業であり、一人一人の子どもの成長を把握しやすい面もあり、保護者が職員を子育ての伴走者としてより身近に感じ、共にその成長を喜び合うことができる良さがあります。

しかしながら市内全域に整備を進める中、必ずしも近隣の施設で連携施設を設定することが難しくなっています。そのため施設が孤立しやすいという側面もあることから、事業者同士が横のつながりを持ち情報交換する場の整備や、卒園後の受け皿の確保など、課題となっていることを一つ一つ解決に向けていくことが重要となります。

今後は、事業者・連携施設・行政がともに課題を共有し、互いのかかわりを深め保育内容等への支援、相談、助言ができるような体制をより一層整えながら、子どもや保護者が安心して利用できる保育を実施していきます。



## 小規模保育事業 チェック一覧

①	<input type="checkbox"/> 保育所保育指針に準じた保育を実施するため、必要な指導計画等を作成している。
②	<input type="checkbox"/> 職員会議等を定期的実施し、保育内容や子どもの状況などについて情報を共有したり、問題解決にあたっている。
③	<input type="checkbox"/> 子どもの健康診断を適宜実施し、日々保育において個々の子どもの健康状態を把握している。また、登降所時に保護者との引継ぎを行っている。
④	<input type="checkbox"/> 定期的に近隣の公園に行くなど、探索活動や体を十分に動かして遊べる機会を設けている。
⑤	<input type="checkbox"/> 嘱託医をおき、必要に応じて子どもの健康に関する助言を受けている。
⑥	<input type="checkbox"/> 消火器、非常口その他の非常災害に必要な設備を設け、月1回の避難訓練を実施している。
⑦	<input type="checkbox"/> 事故発生時の対応、報告方法が記載されたマニュアル等を作成し、職員間で研修等を行っている。
⑧	<input type="checkbox"/> 事故防止について、定期的な施設内外の点検や職員の研修を行っている。
⑨	<input type="checkbox"/> 応急処置の意義を理解し、適切な処置について職員に周知している。また、受診や救急車要請の必要性についての見極めができるよう体制が整っている。
⑩	<input type="checkbox"/> 施設は毎日、きれいに清掃している。調理設備は衛生的に保たれている。
⑪	<input type="checkbox"/> 保護者におたよりや連絡帳等で子どもの生活の様子を伝え、綿密に連携を取り合っている。
⑫	<input type="checkbox"/> 適切な保育を提供することができるよう、子どもの利用状況に応じて職員の勤務体制を定めている。
⑬	<input type="checkbox"/> 連携施設を設け、定期的に連携施設や行政等の巡回を通じて保育内容への支援、卒園後の受け皿、危機管理等に対する相談、助言を受けている。

## 4. おわりに

本「保育所保育 質のガイドライン」は松戸市における保育所保育の質の向上を目指し、保育現場で活用されることを目的に作成したものです。保育関係者にとっては、日々の保育で大切にすることを確認するためのものであり、また保護者に向けて、お子様が受ける保育内容をわかりやすく示し、知らせていくものです。

「松戸市 保育所保育 質のガイドライン検討会」では、保育に関わる各施設の代表者と行政関係者からなる委員が1年6か月に渡り議論を重ねてまいりました。また必要に応じ委員以外の保育施設職員から寄せられた意見を検討し、松戸市共通のガイドラインを作成するに至りました。

子どもを主役とし、多くの保育関係者の間で様々な議論が交わされたことは大変意義があり、この一連の過程こそが保育の質の向上につながるものだと確信しております。

各保育施設では、全職員で本ガイドラインを共有し、環境構成や日々の保育の検証に活用して保育の質の向上に努めます。また、保護者に対しては説明会等の参考資料とするなど周知に努めます。

市は、保育の実施責任のある自治体として、保育施設との連携を密にし、保育所保育の質の向上を目指し必要な支援を行います。

平成29年3月に「新保育所保育指針」が告示され、平成30年度からの適用となりました。

本ガイドラインを保育実践に照らし合わせてご活用いただくと共に、常に見直しを行い、より良いものへと進化していくことを願います。

作成にあたり監修をいただいた日本女子大学 家政学部 児童学科特任教授 西智子先生に厚く御礼申し上げます。

最後になりましたが、世田谷区をはじめ、各自治体の保育の質に関する様々な取り組みからも多くを学ばせていただきながら、策定作業を進めることができましたことに深く感謝申し上げます。

松戸市 保育所保育 質のガイドライン検討会

## 松戸市 保育所保育 質のガイドライン 検討会

### 〈検討委員〉

氏 名	所属・役職等	分 野
伊藤 未来	子すずめ保育園 園長	民間保育園代表
伊原 浩樹	子ども部幼児保育課 課長	行政
恵畑 美穂	松戸市立北松戸保育所 所長	公立保育所代表
胡内 敦司	子ども部 審議監	行政
佐々木 淑子 (H29)	松戸市立コアラ保育所 所長	公立保育所代表
原田 友子 (H28)	松戸市立牧の原保育所 所長	公立保育所代表
増川 智美	松戸ひばり保育園 園長	民間保育園代表
増山 京子	松戸市立小金北保育所 副所長	公立保育所代表
三村 奈奈	ゆいまーる保育園 園長	小規模保育施設代表
湯澤 絵里子	さわらびドリーム保育園馬橋ルーム ルーム長	小規模保育施設代表

〈敬称略 五十音順で紹介〉

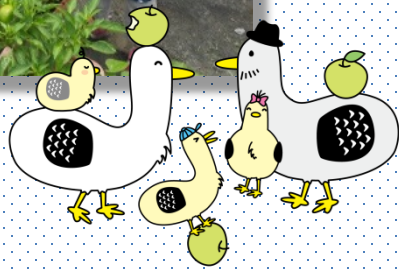
### 〈アドバイザー〉

日本女子大学家政学部 児童学科特任教授 西 智子 氏

### 〈 事務局 〉

小松崎 京子 (H28)	幼児保育課 技監補
齊藤 啓子 (H29)	幼児保育課 指導監
芦田 裕美子	幼児保育課 主査
天野 智子	幼児保育課
川島 伊枝子	幼児保育課





松戸市 子ども部 幼児保育課